⑶　工事場所　福井県福井市江上町地内
⑷　工事内容　本工事は、国営九頭竜川下流土地改良事業計画に基づき、九頭竜川左岸用水路江上調圧水槽を建設するものである。
　鋼製水槽　１基　ＳＳ400　外槽径11.0m　高さ19.8m　水槽下部工　ＲＣ構造　ＰＨＣ杭　φ800　Ｌ＝37.0m
　管水路（鋼管　ＳＴＷ400）口径1,800～450㎜　Ｌ＝204.4m
　流入・流出制御弁室工　１箇所
　流入制御弁室工　１箇所
　空気弁室工　１箇所
　附帯工　１式
⑸　工期　平成28年３月16日まで
⑹　使用する主要な資機材
　調圧水槽　ＳＳ400　117.2ｔ　ＰＨＣ杭　φ800　Ｌ＝37.0m　20本（ＪＩＳ強化型　Ｌ＝10.0m　ＰＨＣ　Ｌ＝12.0m＋15.0m）
　鋼管　ＳＴＷ400　口径1,650㎜　Ｌ＝35.741m
⑺　本工事は、下記内容の対象工事である。
①　提出された技術提案等を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する標準Ａ－Ⅰ型総合評価落札方式の工事である。
②　品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
③　品質・安全等が確保されないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
④　北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について」（平成18年７月12日付け北陸農政局整備部長名）に基づき実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。
⑤　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に関わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
　営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
　労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

２　競争参加資格
　次に掲げる⑴から⑿の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては北陸農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　北陸農政局における対象工事種別に係る平成25・26年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、土木一式工事かつ鋼構造物工事の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,250点以上かつ「鋼構造物工事」の認定を受けている者であること。ただし、共同企業体により参加する場合は、客観点数が1,250点以上の認定を受けている者及び「鋼構造物工事」の認定を受けている者が含まれる構成となっていること。上記２の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。
⑹　施工実績
①　平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体にあっては、次に示す同種工事の施工実績を有する構成員が含まれていること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）
②　同種工事とは、「土留工法による管水路工事」における呼び径800㎜以上及び延長50m以上の鋼管かつ「側板の組立てを伴う円形鋼製水槽」の施工実績を有するものとする。
　なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年度以降に上記２の⑹に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
　なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
　なお、共同企業体の配置すべき技術者は、構成員の代表者が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。
④　平成26年11月１日以降に工事現場への専任が可能である者であること。
⑻　入札説明書に示す技術提案の評価が不適切でないこと。
⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である地方農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）